

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案概要等についての意見（パブリックコメント）

2019年1月21日
公益社団法人 経済同友会

昨年12月に、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が成立したが、国会審議では、外国人材受入れの基本的考えや「新たな在留資格」の制度設計について十分な議論は行われたとは言い難い。同法の関係政省令は施行するために必要な規定を示したものであり、政府は、制度への国民の幅広い理解を得るために、新制度全体の国会報告が必要である。

以下では、同法2019年4月施行に向けて、政省令にて明確化すべき規定について意見を述べる。

1. 契約、受入れ機関、支援計画等の基準に関する省令について

省令案では、企業等の受入れ機関の基準として、労働、社会保険及び租税に関する法令の遵守、特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと等の非適格要件を中心に列挙している。しかし、これらの基準を満たしていることをチェックする仕組みについて規定されていない。したがって、政府は、制度を適正に運用するために、受入れ機関に対し、行政機関が定期的に審査を行う体制を構築すべきである。技能実習制度において生じた悪質な紹介業者の介在等の問題を防ぐためには、外国人材受入れ後も機関の適格性を確認することが必要である。

日本を外国人材から選ばれる国にしていくには、受け入れる企業や事業主の管理は不可欠である。外国人材に日本人と同等以上の給与を支払い、適正な労働環境を用意し、人材開発費用も投じることができる優良な企業や事業主のみが、外国人材の受入れができるように、受入れ機関は許可制とすべきである。さらに、受入れの可否について判断するために、受入れ企業等に対し、外国人材の必要度、財務状況、居住環境の充実度、ハラスメントの有無等を対象項目とするポイント制（加減点評価）を導入すべきである。

2. 出入国管理及び難民認定法施行規則における、登録支援機関の登録に関する規定等について

政省令案では、外国人材の生活支援等を行う登録支援機関¹について、過去1年間に外国人の行方不明者を発生させている者²等の登録拒否事由を提示している。一方、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」では、外国人材への支援内容を定めている。政省令では、これに対応した支援機関の要件として、例えば、支援を確実にを行うために適した法人格等を明確にすべきである。

また、政省令案の登録拒否事由を踏まえると、登録支援機関には、中長期在留者の受入れを適正に行った実績や、中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有する職員の在籍が求められる。これにより技能実習制度の監理団体が支援業務を担うようになると考えられるが、同制度の運用において課題が残る監理団体が支援機関に移行することがないように留意すべきである。こうしたことから、登録支援機関については、許可制にするなどの法務省による審査の仕組みと、支援機関の間で業務の質を高め合う仕組みを整備すべきである。

なお、将来的には、技能実習制度と特定技能の在留資格の制度は接続させず、それぞれ独立した制度として運用すべきである。技能実習制度は実習のニーズの有無を踏まえ、廃止も視野に入れた見直しの検討が必要である。

今般の法改正により導入される特定技能の在留資格は、足下の労働力不足への喫緊の対応策として導入すべきである。政府は本制度をパイロット的な位置づけで運用するべきであり、その効果の検証も含めたうえで、外国人材受入の長期ビジョンの形成、それを踏まえた基本政策についての本格的議論を早期に開始すべきである。将来に禍根を残さないよう外国人材を戦略的に受け入れる仕組みを構築していただきたい。

以上

¹ 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」(2018年12月25日)では、特定技能所属機関又は登録支援機関が実施主体となり、1号特定技能外国人支援を行うとし、具体的な支援の内容としては、外国人に対する在留中の生活オリエンテーションの実施、生活のための日本語習得の支援等9項目が挙げられている。

² 法第19条の26第1項第14号の法務省令で定める者について、「過去1年間に、登録支援機関になろうとする者において、その者の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させている者」等が提示されている。